

## トリニダード・トバゴの入国禁止措置（4月25日更新）

トリニダード・トバゴ政府は、新型コロナウイルス対策として、現在実施中の入国禁止措置を、5月15日まで延長すると発表しました。

- 1 全ての者（トリニダード・トバゴ人を含む）に対し、国境（海空港）を完全に閉鎖する。
- 2 全ての商用機の受け入れを停止する。（貨物船等の受け入れは継続。）

なお、同国政府は、感染拡大対策として実施中の Stay at Home Order（不要不急の外出禁止措置）についても5月15日まで延長すると発表しました。

在留邦人及び滞在中の皆様におかれては、不便な状況がしばらく続きますが、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止及び体調管理に努めてください。

参考：トリニダード・トバゴ保健省

<http://www.health.gov.tt/>

参考：トリニダード・トバゴ国家安全保障省

<http://www.nationalsecurity.gov.tt/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

### 【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号 1-868）628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：[ryouji@po.mofa.go.jp](mailto:ryouji@po.mofa.go.jp)

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。